

[事案 16-8] 入院・手術給付金請求

- ・平成 16 年 6 月 8 日 裁定申立受理
- ・平成 17 年 1 月 12 日 裁定終了

< 申立人の主張 >

保険会社は「舌腫瘍摘出」手術に関する所定の入院給付金、手術給付金を支払うこと。

保険加入前にすでに発病していたと保険会社は主張するが、舌腫瘍（血管腫）については 15 年前からあるものの無症状であり、人間ドックでも「問題なし」と言われ、本人には保険加入前に病識がなく放置していたものである。

手術する際、保険加入後 1 年数ヶ月だが問題ないか営業職員に確認したところ「舌の腫瘍は約款上支払上手術給付金対象外だが入院給付金が出る」とのことだったので手術を行った。

< 保険会社側の主張 >

提出された診断書によると昭和 63 年頃から右舌の違和感を自覚し、平成 12 年頃からはしこりが消失しなくなったと判断され、責任開始前の平成 12 年頃には発病していたものと考えられるので、約款の規程に基づく支払要件を満たしていないので、給付金は支払えない。

< 裁定の概要 >

本件の症状の経過等について申立人から事情聴取を行い、審理を進めた。

本件総合医療特約においては、入院給付金、手術給付金については当該特約の責任開始期以後に発病した疾病に係わる入院、手術を対象に支払うと規定されており、責任開始前発病を支払対象から除くことは一般的に行われていることであるが、何をもって「発病」と見るかについて約款上、明確な定義はされていない。

しかし、生命保険契約の性格と保険契約者の利益を衡量するとき、裁定審査会としては責任開始前の発病とは、責任開始期以前から当該疾患について医療機関において治療暦があること、または、通常人であれば、当該自覚症状または他覚的所見から当該症状を「病気」と認識すべき時期が責任開始期以前から存在することを意味すると解すべきであると考えらる。

本件は、人間ドックにて症状を訴えるも視診により様子を見るよう言われたため精査に至らなかった経緯があり同情すべき事実ではあるが、症状の経過、治療の経緯等を前述の判断基準に適用すると責任開始期前をもって自覚症状、他覚的所見から当該症状を「病気」と認識すべき時期と判断すべきで、本件は責任開始期前発病事案として支払要件を満たさないとして裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続を終了した。